

(平成26年5月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの期間及び56年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から41年3月まで
② 昭和56年4月から同年9月まで

申立期間①の国民年金保険料については、私の妻が、納付組合であるA市B町内会の役員を通じて納付していた。申立期間②の保険料については口座振替により納付していたか、あるいは妻が自宅近くの金融機関の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が昭和37年6月に転入したA市B町内会の当時の役員から、申立人及びその妻の国民年金保険料の集金を担当していた旨の証言書が提出されているところ、同市における国民年金保険料納付組合の設立は同年1月1日であることが、36年12月発行の同市の広報紙により確認できる。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「昭和37年6月に転居した後、1年間くらいは保険料を納付しておらず、国民健康保険に加入した38年頃から保険料の納付を開始したと思う。」と供述しているところ、申立人は昭和38年4月1日に国民健康保険に加入していることが確認できるなど、申立人の妻の供述内容と一致している。

さらに、申立人の妻は、当該期間に係る保険料の納付方法及び納付金額を具体的に記憶していることなどを踏まえると、申立人は、当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

申立期間②について、その前後において、申立人の仕事及び住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないこと、また、当該期間は6か月と短期間である上、申立人は、昭和41年4月以降の国民年金加入期間について、当該期間を除き、保険料を全て納付していることなどを考慮すると、当該期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和38年4月から41年3月までの期間及び56年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年3月10日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月10日から同年8月1日まで

私は、昭和51年3月にA社B支店から同社本社に異動してから、同年8月にC社に社名が変わるまでの期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務（同社B支店から同社本社に異動）していたことが認められる。

また、申立期間における申立事業所の事務担当者は、「申立人は申立期間の前後を通じて、継続して社員として勤務しており、申立期間においても当然に社会保険に加入して厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる資格喪失日と、申立人が同社本社への転勤に伴いD県E市からF県G市に住所を変更した日が同一日であることから、申立人の同社における資格取得日

に係る記録を昭和 51 年 3 月 10 日とすることが妥当である。

また、A社は、昭和 51 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これに伴い同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員は、同日付けで厚生年金保険の適用事業所となったC社において被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認できるところ、申立人は、同日付けで同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 8 月 1 日とすることが妥当である。

一方、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における資格喪失時の厚生年金保険被保険者名簿の記録と、C社における資格取得時の同名簿の記録が、いずれも 12 万 6,000 円であることから、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和49年4月にA社に入社し、同社本社での研修後、同年6月1日付けで同期入社と同僚3人と一緒に同社C支店に異動となった。その後、56年6月に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同社同支店の事務担当者の供述及び申立人と同時期に入社し同社本社から同社同支店へ同時期に転勤したとする同僚3人のうち2人の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、前述の同僚二人が、昭和49年6月1日にA社本社から同社C支店に異動した旨供述していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、根拠となる資料等が無いので不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は13万7,000円、19年8月10日は14万円、同年12月7日は14万3,000円、20年8月18日は11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月7日
④ 平成20年8月18日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の金融機関の預金取引明細照会により確認できる賞与の振込日及び振込額並びに当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している給与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細照会及び複数の同僚が所持している給与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成18年12月15日は13万7,000円、19年8月10日

は 14 万円、同年 12 月 7 日は 14 万 3,000 円、20 年 8 月 18 日は 11 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当時の関係資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は10万円、17年8月11日は60万円、同年9月30日は34万2,000円、同年12月22日は52万円、18年8月3日は55万円、同年10月13日は29万3,000円、19年4月3日は21万5,000円、同年8月13日は48万8,000円、同年10月15日は39万1,000円、同年12月14日は35万円、20年7月31日は70万円、同年10月15日は29万4,000円、21年10月15日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月11日
③ 平成17年9月30日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年8月3日
⑥ 平成18年10月13日
⑦ 平成19年4月3日
⑧ 平成19年8月13日
⑨ 平成19年10月15日
⑩ 平成19年12月14日
⑪ 平成20年7月31日
⑫ 平成20年10月15日
⑬ 平成21年10月15日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳及び給与所得の源泉徴収票、金融機関が提供した預金取引明細表等並びにA社が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等から判断すると、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金通帳等から推認できる賞与額及び保険料控除額により、平成16年12月15日は10万円、17年8月11日は60万円、同年9月30日は34万2,000円、同年12月22日は52万円、18年8月3日は55万円、同年10月13日は29万3,000円、19年4月3日は21万5,000円、同年8月13日は48万8,000円、同年10月15日は39万1,000円、同年12月14日は35万円、20年7月31日は70万円、同年10月15日は29万4,000円、21年10月15日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は150万円、申立期間②は65万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B税務署が提出した申立人に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票により、申立人の平成15年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが確認できる。

また、A社の元事業主は、申立期間①においては標準賞与額150万円に、申立期間②においては標準賞与額65万8,000円に、それぞれ見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を控除した旨を供述している。

さらに、元事業主が提出した資料には、申立人の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載され上記の供述と一致するところ、当該資料に記載された同僚の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は150万円、申立期間②は65万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、C金融機関が提出した「お取引明細」により、申立期間②に係る賞

与は、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に振り込まれていることが確認できることから、元事業主が15年の冬季賞与の支給日は同年12月26日であると供述していることから、申立期間②に係る賞与は同日に支給されるものであったと判断できる。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は42万円、申立期間②は37万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月26日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いが、賞与明細書により申立期間に賞与が支給されたことが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成15年夏季賞与明細書、同年冬季賞与明細書、申立人名義の預金通帳及びA社の元事業主の供述から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は42万円、申立期間②は37万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、前述の預金通帳により、申立期間②に係る賞与は、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に振り込まれていることが確認できることから、元事業主が15年の冬季賞与の支給日は同年12月26日であると供述していることから、申立期間②に係る賞与は同日に支給されるものであったと判断できる。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成19年8月13日は9万8,000円、同年10月15日は14万7,000円、同年12月14日は15万円、20年7月31日は20万円、同年10月15日は14万7,000円、21年10月15日は15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月13日
② 平成19年10月15日
③ 平成19年12月14日
④ 平成20年7月31日
⑤ 平成20年10月15日
⑥ 平成21年10月15日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間①から⑤までに係る賞与明細書、申立人名義の預金通帳及びA社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から判断すると、申立事業所から申立人に対し、申立期間に賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の賞与明細書等から推認できる賞与額及び保険料控除額により、平成19年8月13日は9万8,000円、同年10月15日は14万7,000円、同年12月14日は15万円、20年7月31日は20万円、同年10月15日は14万7,000円、21年10月15日は15万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社し、49年3月に退職するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合が提出した申立人に係る健康保険被保険者記録及び申立人と同時期に異動したとする同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の人事担当者は、「当社が保管する申立人と同時期に異動した複数の社員の人事記録により、申立人に係る人事異動の発令日は昭和45年12月16日付けであることが推認できる。また、当時の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失日は、おおむね発令日が属する月の翌月1日付けで届け出た記録となっている。」と供述していることから、46年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年9月までの期間及び54年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から47年9月まで
② 昭和54年2月から同年6月まで

申立期間①は、私が20歳になった時に、私の母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。また、昭和46年11月*日に結婚した後は、私の夫が、同年11月30日にA市で加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。

申立期間②の保険料は、私が金融機関で納付していた。

しかしながら、両申立期間が未加入期間となっているため、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年11月以降に払い出されていることが推認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳等により、申立人は、昭和47年10月31日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、任意加入被保険者は、制度上、遡って加入することはできないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が婚姻した昭和46年11月頃まで保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間①当時の国民年金の加入及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

申立期間②については、申立人は、B市内の金融機関において、当該期間

の保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者台帳等により、申立人は、昭和 52 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失後、54 年 7 月 31 日に国民年金に任意加入していることが確認できるところ、前述のとおり、任意加入被保険者は、制度上、遡って加入することはできないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に係る C 市、A 市、B 市及び D 町（現在は、E 市）の国民年金被保険者名簿に、申立期間①及び②における保険料の納付記録は確認できない。

さらに、申立期間①及び②において、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人、申立人の母親及び夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（鹿児島）国民年金 事案 2778

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年9月まで

私は、A市から送付された納付書により、自宅近くのB金融機関で国民年金保険料を納付期限までに納付していた。また、昭和59年度市民税県民税特別徴収税額通知書の社会保険料申告分欄に、申立期間の国民年金保険料額が含まれていると思うので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和59年度市民税県民税特別徴収税額通知書の写しに記載されている「社会保険料申告分」欄の金額の内訳について、A市及びC税務署に照会したが、当該金額の内訳を確認できる資料を保管していない旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時は国民健康保険に加入していた旨供述しているが、A市は、申立人が当時国民健康保険に加入していた記録は無いと回答している上、当時の国民健康保険税額の試算が困難であることなどにより、前述の通知書の「社会保険料申告分」欄に記載されている金額の内訳を特定することができないことから、当該通知書をもって申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを推認することはできない。

さらに、申立人が保険料を納付したとするB金融機関は、保存期間経過により関連資料を保管していない旨回答しているほか、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿により、申立期間は未納と記録されていることが確認できる上、同名簿の昭和58年度の欄外には社会保険事務所（当時）と同市が納付記録を照合したことを示す「照合」の印が押されていることが確認できる。

加えて、申立人は、A市から送られた納付書により、納付期限までに保険

料を納付していたとしているが、申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は申立期間直前の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料を同年 10 月 4 日に過年度納付していることが確認できる。

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2779

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から59年9月まで
私の国民年金の加入手続は、私が20歳になった昭和53年*月に母が行い、申立期間の国民年金保険料も母が遡って2回に分けて数十万円納付したにもかかわらず、申立期間が未納期間とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和61年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の記載内容から、申立期間に係る国民年金の加入手続は昭和61年6月に行われており、53年11月に遡って被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該加入手続時点では、申立期間のうち同年11月から59年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間直後の昭和59年10月から60年3月までの保険料が61年12月18日に納付されていることが前述の被保険者名簿から確認できるところ、当該納付日時点では、申立期間のうち59年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することができないなど、申立人の母親は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の保険料について、母親が遡って2回に分けて数十万円納付した旨申し立てていることから、特例納付制度による納付の可能性も考えられるが、前述の加入手続時点（昭和61年6月）では、第3回特例納付制度（実施期間は、昭和53年7月から55年6月まで）は既に終了しており、特例納付制度を利用して申立期間に係る保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（熊本）国民年金 事案 2780（熊本国民年金事案 512 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金の加入手続は、A 市 B 区役所の窓口で行い、金融機関で国民年金保険料を納付したが、未加入期間とされていることに納付できないとして年金記録確認第三者委員会に記録訂正の申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たな資料や情報等はないが、再度申し立てるので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人が所持している 2 冊の年金手帳には、申立期間の国民年金被保険者資格の取得日に係る記載が無く、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳においても、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失に係る記録が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられること、ii) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人は、申立期間に係る保険料の領収書をもらった記憶は無いとしているが、申立期間と同じ A 市 B 区在住期間で納付済みとなっている昭和 50 年 11 月から 51 年 4 月までの保険料の領収書は所持していることなどを理由として、既に年金記録確認熊本地方第三者委員会（当時。以下「熊本委員会」という。）の決定に基づき平成 22 年 2 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す新たな証拠資料等は無いものの、申立期間の納付記録を訂正してほしいとして再度申し立てているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな供述が得られず、ほかに熊本委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2781（福岡国民年金事案 1174 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 48 年 3 月まで

私は、申立期間について、昭和 46 年 5 月に会社を退職し、同年 6 月に A 市 B 区役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できないことから、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、年金記録の訂正は認められない旨の通知を受けた。

今回、当時の状況を思い返したところ、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った時期は、子供が出生した後の昭和 46 年 9 月中であったこと、及び 47 年 3 月頃の確定申告の時期に B 区役所の職員から免除申請の説明を受けたことを思い出した。

申立期間について、保険料が免除となっている可能性があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初、国民年金保険料を納付したとする申立内容であったところ、i) 申立期間当時、A 市 B 区を管轄していた C 社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に、申立人が加入手続をしたとする 46 年 6 月を含め、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人の記号番号が払い出された時点において、申立期間の一部（昭和 46 年 6 月から同年 9 月までの期間）は時効により保険料を納付することができない期間であること、iii) 申立期間のうち、46 年 10 月から 48 年 3 月までの期間は、過年度納付以外の方法では保険料を納付することが

できない期間であり、社会保険事務所（当時）又は金融機関（日本銀行歳入代理店等）以外の場所では保険料を納付することができなかったと考えられるが、申立人の保険料を主に納付していたとする申立人の妻は、申立期間に係る申立人の保険料をA市B区役所で納付したとしている上、遡って納付したとの申立てもなされていないこと、iv) 申立人の妻も、申立期間の保険料は未納とされていることなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、平成21年4月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする時期を、当初の申立て時の昭和46年6月から同年9月中に変更した上で、申立期間の保険料が免除されていた可能性があるとして申立内容も変更し再度申し立てている。

しかしながら、前述のとおり、申立人に係る記号番号は、昭和48年11月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、前述の記号番号払出簿を見ても今回申し立てている46年9月を含め、当該払出しより前に申立人に対し別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料の免除申請の説明を受けたとする昭和47年3月頃の時点において、申立期間の一部（昭和46年6月から同年12月まで）については、免除申請ができない期間である。

さらに、申立人の国民年金の手続を全て行っていたとする申立人の妻は、申立期間について自身も免除申請を行った旨供述しているところ、申立期間の保険料は未納とされており、免除とはなっていない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から平成元年12月までの期間及び2年2月から4年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から63年12月まで
② 平成元年1月から同年12月まで
③ 平成2年2月から4年9月まで

私は、20歳の時にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は実家にいる父に年に1回現金を渡して納付してもらっていた。父は既に死亡しており、領収書等の資料は無くなっているが、申立期間が保険料の納付済期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は20歳の時にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格取得の処理が昭和61年7月22日に行われていることから、この頃に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間①のうち47年11月から59年3月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①及び②は連続した206か月の長期間であり、全ての期間について行政機関等が申立人の納付に関する事務処理を誤るとは考え難い。

2 申立期間③について、申立人はB市に住所を定めていたが、申立人が平成2年2月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、父親がA市において申立人の国民年金の加入手続を行い、その後の保険料も納付してい

たと供述している。

しかしながら、B市年金担当課によれば、同市民の国民年金の加入手続は市内の区役所以外ではできなかったとしており、申立人の供述内容と相違している。

- 3 申立期間③における国民年金の加入手続及び申立期間①から③までの保険料納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、供述を得ることができない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 5157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から平成 15 年 5 月 23 日まで
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与の総支給金額の約半分の額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA社に係る平成7年3月、同年4月、同年6月、同年7月、10年10月、11年5月、14年1月及び15年1月から同年3月までの期間の支払賃金明細票又は給料支払明細書により、申立人は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支給を受けていたことが確認できる。

しかしながら、前述の支払賃金明細票等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、前述の期間以外の標準報酬月額については、申立人は支払賃金明細票等を所持していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も当該期間に係る賃金台帳等を保

管していないことから、給与の総支給金額及び保険料控除額を確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人に係る申立期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5158（佐賀厚生年金事案 79、915、1223 及び九州（佐賀）厚生年金 4656 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間については、A社（現在は、B社）に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、4度におたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも記録の訂正は認められなかった。

申立期間において勤務していたことは間違い無く、平成 21 年頃、当時の B社のC部長が自宅に電話をかけてきたことについて、第三者委員会から聴取し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立期間当時、A社に勤務していた同僚に係る人事記録及び厚生年金保険被保険者記録により、当該同僚の同社における厚生年金保険加入日は、採用日から最短で5か月後、最長で58か月後となっていることが確認できること、及び申立人と同じく昭和36年3月21日付けで同社に採用された者の姓名が記載されている名簿に記載されている者15人のうち、同社D支店に配属されている2人は、採用日から2か月以内に厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、それ以外の13人のうち申立人を含む5人は、同年12月1日に厚生年金保険に加入しており、残りの8人は同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないことから、申立期間当時、同社では、入社後直ちに従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない事情がうかがえること、ii) 申立人は同社における申立期間当時の同僚が、同社在籍中は厚生年金保険の未加入期間は無い旨を証言していると主張しているが、B社が保管する当該同僚に係る人事記録によると、当該

同僚のA社における入社日は、30年2月11日であることが確認できるところ、オンライン記録における当該同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日となっており、当該同僚の入社日と被保険者資格の取得日は一致していないこと、iii) 申立人と同じ高等学校を36年3月に卒業し、申立人と同日付けで同社に就職した同僚には、同社において厚生年金保険に加入していたことを示す記録は見当たらないこと、iv) B社が保管する「社会保険台帳」により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は36年12月1日と記録されており、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致していることが確認でき、それ以前に申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を取得した事実は確認できないことを理由として、既に年金記録確認佐賀地方第三者委員会（当時。以下「佐賀委員会」という。）の決定に基づき平成20年6月18日付け、21年11月4日付け、24年4月6日付け及び当委員会の決定に基づき25年5月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成21年頃、当時のB社のC部長から佐賀委員会には資料を提出している旨の電話があったので、調査してほしいと申し立てている。

このことについて、B社の事務担当者を通じて当時のC部長に照会したところ、当該担当者は、「当時のC部長本人に確認したところ、申立人と直接電話でお話した記憶が無いということであった。また、過去に第三者委員会に提出している資料以外に、自分だけが所持している資料なども無いとのことである。」と供述している。

また、これまでの申立てにおける申立人の主張、申立人が提出した資料及びB社が提出した資料を改めて確認しても、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

そのほかに、佐賀委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（長崎）厚生年金 事案 5159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで A 社に勤務し、B 業務に従事した。年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かったので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述、申立期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述及び申立人と同職種の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の給与からの控除について不明と供述しており、申立人の申立内容を確認できる関連資料を得ることができない。

また、前述の同職種の同僚は、「私は臨時社員として勤務したため、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、当該同僚の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、同社は必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほ

か申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 2 日から 53 年 5 月 8 日まで

私は、昭和 51 年 11 月 2 日に A 事業所（現在は、B 社）に入社し、53 年 7 月末に退職するまで継続して勤務していたが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が、入社してから約 1 年 6 か月後の同年 5 月 8 日と記録されている。

申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に入社した日は同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 53 年 5 月 8 日）より前の 51 年 11 月 2 日であったと申し立てている。

しかしながら、B 社は、「当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態については不明。」と回答している上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 8 人に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、前述の同僚の中には、自身の A 事業所における入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していないと供述する者、同事業所には試用期間が設けられていたと供述する者及び試用期間における厚生年金保険の被保険者資格が無いと供述する者が複数いることから、同事業所は、申立期間当時必ずしも全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金

保険被保険者原票によれば、A事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和53年5月8日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 16 年 4 月 16 日まで

A社B支店（後に、A社で一括適用）及びC社（後に、A社と合併）の申立期間における標準報酬月額を確認したところ、給与明細書の1年分の合計を12か月で除した額に比べて低い額で記録されているが、厚生年金保険料も高い額の保険料が控除されていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

A社の給与関係事務を行っているD社は、給与支払方法は当月払い、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除である旨回答しているところ、申立期間のうち、平成4年10月から7年5月までの期間、同年7月から11年4月までの期間、同年6月から14年10月までの期間及び15年7月から16年3月までの期間については、申立人が提出した給与明細書及び同社が提出した賃金台帳により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成7年6月及び11年5月については、当該期間の厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書の資料を得ることはできないものの、前後の月の給与明細書で確認できる保険料控除額が同額であることから判断すると、当該期間についても前後の月と同額の保険料が控除されていたものと推認できるところ、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認でき、14年11月から15年6月までの期間については、給与明細書等が無く、報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

さらに、D社の保管する健康保険組合資料及び企業年金連合会から提供された中脱記録照会（回答）によると、健康保険組合及び厚生年金基金の標準報酬月額の記録はオンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは認められず、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、A事業所に、申立期間②については、B事業所に、それぞれC職として勤務していたにもかかわらず、申立期間について、両事業所を管轄しているD機関における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D機関が提出した申立人に係る勤務記録カードの写し及びA事業所が提出した辞令写し簿の写しにより、申立人は、同事業所において、昭和 55 年 5 月 12 日から同年 7 月 6 日までC職として勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②について、D機関が提出した申立人に係る勤務記録カードの写し、B事業所が提出した業務日誌の写し及び同事業所の当委員会への回答により、申立人は、同事業所において、昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 3 月頃までC職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D機関は、勤務記録カード以外に関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

また、申立人が、B事業所においてC職として一緒に勤務していたとして姓名を挙げた同僚は、D機関における当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、昭和 55 年度（申立期間①及び②頃）において同機関管轄の事業所に勤務していた期間があると供述している同僚についても、同機

関における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから、申立期間当時、同機関では、C職について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、D機関に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。